

発議第 12号

地域の実情に応じた医療提供体制の確保を求める意見書の提出について

このことについて、地方自治法第99条の規定により、裏面のとおり関係行政庁に提出するものとする。

平成27年12月15日 提出

提出者 江差町議会議員 小 野 寺 真
〃 〃 小 林 くにこ

賛成者 江差町議会議員 小 梅 洋 子
〃 〃 塚 本 眞

【提出先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣、総務大臣

地域の実情に応じた医療提供体制の確保を求める意見書

政府の「医療・介護情報の活用による改革の推進に関する専門調査会」から、2025年の必要病床数の推計結果が発表され、本道の2025年推計必要病床数は約73,000床であり、既存病床数と比べると約1万床少なく、今後、大幅な削減を求められることが懸念されるところです。

政府は「許可病床数に対して稼働病床が少ない」ことを理由に病床削減を進めようとしています。が、本道においては入院需要があるにもかかわらず医師・看護師不足のため病棟を閉鎖している施設が少なくありません。また、病床の削減は、出産のできる医療施設や救急医療の受け入れ施設が減少している現状に、さらに拍車をかけることにつながりかねず、安心して住みつづけることがますます困難になることが予想されます。広大で冬期間の積雪・寒冷といった本道ならではの諸条件を無視して全国一律の算定式を用いることなく、地域の実情を十分踏まえて今後の医療提供体制を議論していくことが肝要です。

国が一方的かつ機械的に病床削減を強いることは、地域の医療ニーズに十分応じることができなくなる恐れがあるばかりでなく、既に病床削減が進んでいる本道において、さらに医療機関の経営基盤を揺るがすとともに、医療従事者の雇用機会の喪失、さらには、将来の医療従事者を目指す若者の士気をも低下させることにつながり、結果的に地域の医療提供体制を崩壊させることになりかねません。

よって、国においては、今後、都道府県が策定する「地域医療構想」について、地域の医療需要を満たすものとするよう強く要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成27年12月15日

北海道江差町議会議員 打越 東亜夫